総務常任委員会記録

令和2年9月14日(月)於 第1委員会室

開会 午前10時00分

散 会 午前11時26分

〇出 席 委 員(7名)

5番 福 士 文 敏 委員 12番 尾 﨑 寿 一 委員 17番 鶴ヶ谷 慶 市 委員 21番 三 上 秋 雄 委員 22番 佐 藤 哲 委員 23番 越 明 男 委員 24番 工 藤 光 志 委員

〇出 席 理 事 者 (15名)

総	務	部	長	清	藤	憲	衛	人	事	課	長	堀	JII	慎	_
福祉	业総	務課	長	秋	田	美	織	文1	化振	興部	果長	野	呂	智	子
契	約	課	長	黒	沼	<u> </u>	真			地部		神		雅	昭
スポ	ーツ振	興課長	補佐	若	松	義	人			ン振り 振興(奈	良岡	隆	介
企	画	部	長	外	JII	吉	彦	企	画	課	長	白	戸	麻絲	记子
情報	とシス	テム訳	果長	羽	場	隆	文	財	務	部	長	須	郷	雅	憲
管	財	課	長	工	藤		浩	都ī	† 整	備音	『長	野	呂	忠	久
都 ī	打計	画課	長	中	\mathbb{H}	和	人								

〇出席事務局職員(2名)

局 長高橋晋二 書 記 成田敏教

【午前10時00分 開会】

 $-- \triangleleft \triangleright ---$

〇委員長(工藤光志委員) これより、総務常任委員会を開会いたします。

ただいまの出席委員は7名で、定足数に達しております。よって、直ちに会議を開きます。 本定例会において、総務常任委員会に付託されました案件は議案7件であります。

弘前市議会の議員その他非常勤職員公務災害補償等に関する条例の一部を改正する 条例案

〇委員長(工藤光志委員) まず、議案第74号弘前市議会の議員その他非常勤職員公務災害補償 等に関する条例の一部を改正する条例案を審査に供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。総務部長。

○総務部長(清藤憲衛) 議案第74号弘前市議会の議員その他非常勤職員公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例案について御説明申し上げます。

本条例案は、民法の一部改正に伴い、遺族補償年金の支給停止に係る規定を整備するため、 所要の改正をしようとするものであります。

条例改正の概要につきまして御説明申し上げます。お手元の配付資料1、弘前市議会の議員 その他非常勤職員公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表を御覧くださ るようお願いいたします。

本条例案に示す附則第6条第3項は、遺族補償年金を前払一時金として支給する際の当該年 金の支給停止算定方法について規定しているものであります。

内容としましては、前払一時金として支給した場合、これ以後においては、当該規定に基づき算定する遺族補償年金の合計額が支給した前払一時金の額に達するまで当該年金の支給を停止することとしております。

今般の民法の改正により、当該年金の合計額の算定時に用いる法定利率が、100分の5から 災害発生の日における法定利率に改められたことに伴い、条例施行規則を改正し、法定利率を 改め、あわせて本条例の遺族補償年金の支給停止に係る算定方法を条例施行規則に委任し、規 則と重複する条項を削除することとして規定を整備するものであります。

配付資料2は、条例施行規則の関係部分の抜粋でありますので御参照ください。

最後に、附則といたしまして、この条例の施行期日は公布の日からとし、適用区分については、改正後の附則第6条第3項の規定は令和2年4月1日以後に発生した災害に係る遺族補償年金の支給停止について適用し、令和2年4月1日前である場合は、なお従前の例によるとするものであります。

以上で概要の説明を終わります。

- ○委員長(工藤光志委員) 本案に対し、御質疑ございませんか。
- O22番(佐藤 哲委員) なかなか分かりづらかったです、随分読んでも。

まず、民法の改正に伴ってということでありましたけれども、この改正で考えられる影響というのは、どういうものが出てくるのか。それから、弘前市議会の議員、ここは分かります。 その他非常勤職員公務災害と、このその他非常勤職員というのはどういう人たちを指すのか。 それと最終的に、これは、改正した後、遺族にとって不利益になるものなのかどうなのかという、利益になるのだがどんだんだがということをお伺いしたいと思います。

〇人事課長(堀川慎一) まず、その他非常勤職員はパートとか、今の会計年度任用職員です。 それが対象になってございます。

あと、今回の改正が分かりづらいということですけれども、本年4月1日に改正民法が施行になりまして、法定利率が100分の5から100分の3になり、さらに総務省令で定める方法により、法定利率は3年ごとに検討することとされました。このため、公務災害補償関係規定においても法定利率を改正する必要があり、100分の5を災害発生日における法定利率にするものでございます。

そして、今回の改正に当たりまして、本条例と規則について整理したところ、遺族補償年金の一時金に伴う規定内容が条例と規則において重複してございました。重複していたために、国が示す準則に合わせることとして、遺族補償年金の一時金に係る条項については、規則を委任するために関係規定を整備するものでございます。この遺族補償年金ですけれども、こちらは公務または通勤により職員が死亡した場合に、その職員の遺族に対して補償するのがこの遺族補償年金でございます。そして、遺族補償年金前払一時金とは、遺族が一時的に出費を必要とする場合を考慮して、支給できる年金の一部を一時的に前払いするものです。それで、この

前払一時金にこの法定利率を用いるのは、将来受け取るべき年金を一時金として前払いしてもらう場合に、例えば支給となった一時金を銀行などに貯金して運用した場合、利息がつきます。 それで、もらった金額より多くなると。このため、民法では、将来にわたって発生するはずである利息分を差し引くことなっておりまして、その算定にこの法定利率を使用しているものでございます。

O22番(佐藤 哲委員) 大体のみ込めました。理解できました。

そこで、これは役所に通勤してきたり、仕事をしている人を対象にするということなのだろうと思いますけれども、現実に市役所の仕事をしている人たちというのは、消防団員とかそういう人たちもいらっしゃるのだけれども、そういう人たちというのは、ちょっと話がそれますけれども、どういうもので災害に遭ったときに補償されていくのかというのをちょっと聞きたいと思います。

これには直接関係ないのだけれども、今回のこれはパートであるとか、そういう人たちが対象だと。純粋に、普通にいう職員なのだけれども、市役所の仕事を、例えば火事場に行って亡くなったり、災害があって、それで消防団員が行ったりして死んだりするのだけれども、そういうのというのは、こういうものには適用ささってこねもんだが。

- ○人事課長(堀川慎一) 消防団員の関係ですけれども、そちらはまた別に条例を定めていまして、そちらについては、まず事件処分で今の改正の部分は対応してございます。(「それはそうだろうと思いますよ。そうだろうと思うのだけれども。まあ、これ以上いけば、話がだんだんそれてしまいますので」と呼ぶ者あり)
- **〇委員長(工藤光志委員)** 佐藤委員、ちゃんと委員長を通してください。
- **O22番(佐藤 哲委員)** はい、終わります、委員長を通します。申し訳ないです。
- ○委員長(工藤光志委員) ほかに御質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

〇委員長(工藤光志委員) 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。 討論に入ります。

本案に対し、御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

〇委員長(工藤光志委員) 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(工藤光志委員) 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

議案第75号 弘前市附属機関設置条例の一部を改正する条例案

〇委員長(工藤光志委員) 次に、議案第75号弘前市附属機関設置条例の一部を改正する条例案 を審査に供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。総務部長。

○総務部長(清藤憲衛) 議案第75号弘前市附属機関設置条例の一部を改正する条例案について 御説明申し上げます。 本条例案は、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づく附属機関として、弘前市文化芸 術推進審議会を設置するなど、所要の改正をしようとするものであります。

条例改正の概要につきまして御説明申し上げます。お手元の配付資料、弘前市附属機関設置 条例の一部を改正する条例案の概要を御覧くださるようお願いいたします。

まず、1、改正内容の、(1)弘前市文化芸術推進審議会の設置についてでございます。

市の文化芸術分野が抱える課題の解決を図り、総合的かつ計画的に文化振興を推進するため、 新たに弘前市文化芸術振興計画を、令和3年9月をめどに策定することとしております。

この計画の方向性及び内容並びに策定後の評価や検証などについて、専門的な見地から審議するため、弘前市文化芸術推進審議会を設置するものであります。

次に、(2)弘前市成年後見支援協議会の廃止についてでございます。

今年度から、弘前圏域8市町村では、認知症等で判断力の十分でない人を支援するため、成年後見制度の利用のみならず、より幅広く権利擁護に関する業務を弘前圏域権利擁護支援事業として広域で実施しているところであります。

この取組の中で、成年後見制度の活用のための情報交換や関係機関の連携に関する事項など を圏域の関係者で協議する場として、弘前圏域権利擁護支援連絡会を新たに設置しました。

このことに伴い、弘前市成年後見支援協議会の担任事務については、この連絡会及び市の附属機関で社会福祉施策全般における課題を協議する弘前市社会福祉問題対策協議会において取り扱うこととしたため、弘前市成年後見支援協議会を廃止するものであります。

続きまして、(3)弘前市附属機関設置条例別表の掲載順変更等についてでございます。

弘前市附属機関設置条例の別表に掲げる附属機関について、掲載順序を現在の機構順に並び 替え等をするものであります。

最後に、2、施行期日につきましては公布の日とするものであります。 以上で概要の説明を終わります。

- ○委員長(工藤光志委員) 本案に対し、御質疑ございませんか。
- **○23番(越 明男委員)** 人事課のほうが附属機関全体のまとめ役ということでありますから、 最初に人事課のほうに総論的な部分と、あと文化芸術推進審議会のところの担当の文化振興課、 その二つの課のほうに、最初に概論的な部分を少しお聞きしたいと思います。

まず、人事課のほうにお聞きしたいのは、この新たに今提案されている文化芸術推進審議会の設置ということをもって、市長部局、教育委員会等々を含めて、この審議会、附属機関というのは一体全体、全部でどのくらいの到達になりますか。それから、数字的に今ちょっと急な質疑のような感じもちょっとしないわけでもないのですが、審議会の報酬額、これ全部で、今年の予算ベースで結構ですけれども、どのくらいになりますか。

それから、この渡された資料では先ほどの審議会の数、今提案の部分を入れて72という数字がちょっと書かれてあったかと思うのですが、72の審議会の中で、審議委員といいますか、この附属機関に登録になっている市民・専門家の方々は合計で、延べで全体数、何人ぐらいになりますか。

それからもう一つ、弘前市と、かなり歴史的にも強力な形でパイプで結ばれている、あまり一つ一つ言いませんけれども、団体がいっぱいありますね。この団体の方々は、団体の代表として来ているし、その団体のAさん、Bさんという形で登録になっていると思うのですが、相当数、審議会の委員を務めている方がいるのではないかなと思いますけれども、ここら辺、最大、もしくはベストスリーあたりで、どのくらいの審議会の役職をこなしているものか。そこ

ら辺をちょっと総論的なところでお話ししていただけないでしょうか。

それから、文化振興課のほうにちょっと伺いいたします。

一つは、年度途中なのだけれども今やるのだという説明がせんだってございましたね。これ 確かに、年度初めからスタートの3月に大体今まで処理してきたのですが、年度途中の今にや るというその審議会設置の意義、ここひとつ明らかにしてほしい。いわゆる審議会の性格づけ の問題ですよね。

私は、総論の部分でちょっと気になっているのは、文化芸術推進とありますよね。私の習った文化芸術の在り方というのは、市民が文化芸術活動に参加し、市民が中心で行うものというふうに社会教育分野なんかで習った覚えがあるのです。これでいきますと、この審議会は、目標を立てて推進をするためのチェック機関なのですかとちょっと言いたくなるのですよね。文化芸術を担うのはあくまでも市民だということでいいのかどうかということと、その部分とこの審議会がどういう、市民の担う文化芸術運動にどうこの審議会が絡んでいくのかというあたりを、ちょっと今日は質疑のところで明らかにしたいなと思ったものですから、最初の質疑の部分で、以上、ひとつお願いします。

〇人事課長(堀川慎一) 附属機関の数です、機関数です。市では現在、67の附属機関がございます。その内訳は、市長部局で50機関、上下水道部で1機関、市立病院で1機関、教育委員会で14機関、農業委員会で1機関となってございます。

次に、報酬額です。令和2年度の予算の措置額でございますが、報酬額のトータルは約1890 万円となってございます。

次に、委員の数でございます。委員数ですが、附属機関67機関のうち、調査した8月3日現在でお答えさせていただきます。委員を選任している機関が50機関ございます。その50機関の委員数ですが、トータルで574人の委員数となってございます。委員の中には、重複してほかの附属機関にも委員としてやられているのがございまして、最大で八つの附属機関の委員をされている方がございます。

○文化振興課長(野呂智子) まず、今年度、年度途中であるのに、今なぜ設置をするか、その意義をということでございますけれども、まず、文化振興課は今年4月に新設されたものでございます。現在、弘前市には文化振興分野に関わる基本的な礎となるような基本計画がございませんでしたので、この組織改編によって文化振興課が新設されたことを受けまして、文化芸術振興計画の策定に着手したものでございます。この策定につきましては、策定までにはいろいろな手順を考えたものですけれども、例えば市民にアンケートを取りまして、市民の意向確認ですとか、現在、文化活動をしている文化芸術団体との意見交換会等も手順の中には含めて想定しております。

その中で今、審議会を設置するというのは、策定までの途中経過においても、審議会の学識経験者等、皆様の意見を反映させながら計画を策定し、今の弘前市の文化芸術分野における問題点を洗い出し、その解決を図るための施策も体系的に、計画的に進める計画を策定したいと思ったものでございます。策定について意見を頂くと同時に、策定後については、PDCAでこの計画を進めていくためにも検証等が必要であることから、この審議会の皆様方には策定と同時に今後の検証等についても意見を頂きたいと考えております。

それから、文化芸術の推進についてですけれども、弘前市では、今までもこれからも市民が 中心に文化活動は推進してきておりますし、今後も市民の活動が中心になるものと考えており ます。今回、計画を策定するに当たっても、市が方向性を定めるというよりは市民が活動しや すい方向、そしてどんな課題を持っているかということを洗い出した上で計画を策定しておりますので、審議会の皆様にもそういう視点で御意見を頂きたいなと思っております。

O23番(越 明男委員) 人事課のほうの冒頭の総論部分、私のほうは総論的な部分を、改めてちょっと幾つか問題提起したのは、この常任委員会の場でずっとこの間、新しい附属機関が設置されるたびに議員の中からも質疑が出されて確認してきたことを踏まえて、ちょっと発言したわけです。というのは、附属機関がどんどん、もしくは附属機関が先行するようになると、市長部局、市長のリーダーシップが随分軽んじられるのではないかというのがずっと出されてきているのです。それからもう一つは、市議会そのものの意見・提言が軽んじられはしないかと、この二つがいつも付きまとってきたのではないかなと、私も総務常任委員会、ちょっと長くいましたから思っているのですね。ですから、その辺、全体をつかさどる、ひとつ総務部人事課のほうでは、教育委員会などを含むところの今私が指摘した心配のことのないように、今設置されるであろう文化芸術振興審議会も含めて、ひとつ御配慮をお願いしたいなということを一つ申し上げておきます。

それから、野呂課長、ありがとうございました。大体解明されました。

では、次に少し細かい部分、ちょっと伺いしておきたいなというふうに思います。手元の資料で、10人以内の審議会委員、それでいつも意見がちょっと分かれるところがあるのですが、この学識経験のある者を何人にする予定で、大体どなたを推薦したいと思っているのかということ。それから、2番目の各種団体の長の推薦を受けた者、ここの人数と、できましたらその各種団体をどのあたりを予定しているのかということと、最後、公募による市民のところの枠、10人以内、ここをひとつ明らかにしていただければというふうに思います。

それから、明日から議論になる補正のところにちょっと入ってしまうのですけれども、60万円の予算措置がちょっとなっていますよね。60万円のその明細について、この場でひとつ明らかにしていただきたいなと。

○文化振興課長(野呂智子) まず、人数でございますけれども、学識経験者については2名を 考えております。

現在、人選といいますか、どなたが適当か考えている最中ではございますけれども、文化はかなり幅が、何といいますか、多岐にわたっているジャンルが文化ということで考えておりますので、どの分野というのはなかなか決め難いものはあるのですけれども、何かに特化した、精通している方というよりは、幅広く物事を考えて会をまとめ上げる力のある方がいないかなと現在探しているところでございます。

それから、各種団体についてでございますけれども、まず推薦していただく団体としまして 考えておりますのが、中学校長会、高等学校長協会、市民文化祭実行委員会、文化団体協議会、 弘前観光コンベンション協会、弘前工芸協会の6団体から各1人ずつ推薦をいただきたいと考 えております。公募の人数でございますけれども、2名、トータルで10名の委員を想定してお ります。

それから、今議会に提出しております補正予算の概要でございますけれども、60万3000円を計上してございます。これについては、まず審議会の委員報酬、委員長と各種委員でございますけれども、本年度、残り約半年しかないわけですけれども、この半年の間に2回を見込んでおりまして、報酬としては20万5000円、また審議会委員の方々の費用弁償として1万2000円、その他市民と文化芸術団体のアンケートと意見交換会に係る需要費等で8万5000円、その他郵送費などで合計60万3000円を計上しております。

○委員長(工藤光志委員) ほかに御質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇委員長(工藤光志委員) 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。

本案に対し、御意見ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇委員長(工藤光志委員) 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(工藤光志委員) 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

〔理事者一部入替え〕

工事請負契約の締結について(令和2年度史跡弘前城跡本丸石垣東面(北側)積直 議案第78号 し工事)

- **〇委員長(工藤光志委員)** 次に、議案第78号工事請負契約の締結についてを審査に供します。 本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。総務部長。
- ○総務部長(清藤憲衛) 議案第78号工事請負契約の締結について御説明申し上げます。

本工事は、膨らみが生じ、修復のために解体した史跡弘前城跡本丸東面の石垣のうち、北側 工区について各遺構の保存復旧及び石垣の積直しを行おうとするものであります。

工事名称は、令和2年度史跡弘前城跡本丸石垣東面(北側)積直し工事で、工事場所は弘前市 大字下白銀町地内であります。

工事の概要は、石垣修復のほか、遺構の復旧や湧水箇所の排水対策の工事などを行うもので、 契約金額は4億9104万円、契約の相手方は大林・南・嶽開発建設工事共同企業体、竣工期限を 令和5年3月20日として契約を締結しようとするものであります。

以上であります。

- **〇委員長(工藤光志委員)** 本案に対し、御質疑ございませんか。
- **O22番(佐藤 哲委員)** この一般競争入札、一般競争入札と言いながら、申し込んできたところが何者あったのかお伺いします。

それから、申込みの、工事の請負をするときの要項に特別目立ったといいますか、制限がか かるような、業者を制限かけるような、そういう条項があったのかどうかというのをお聞きし たいと思います。

○契約課長(黒沼立真) まず、申込みが何者あったのかというお話なのですけれども、まず、 入札の前に、当該条件に合致するかどうかということで契約の実績のデータベースを調査いた しました。それで、その時点では、合致する業者といたしまして2者はあるなというふうに確 認できましたので、2者あれば一般競争として入札が成り立つというふうに判断しまして、入 札を執行したところであります。 それで、入札に関しての制限が、ある意味かかっていたのではないかというふうな……失礼 しました。実際に入札に参加されたのは、1 J V のみであります。

それで、その申込みに関して制限があったのではないかというふうな話なのですけれども、 今回のやつは結果として参加者が1者ということであったのですけれども、決して参加条件が 厳しいというふうには考えておりません。それで、現状といたしまして、現在、国内の複数箇 所で石垣の修理が行われていまして、業者が引き合いとなっている状態であるため、対応でき る業者がほかにいなかったのではないかというのが一つの要因として考えられておるところで あります。

O22番(佐藤 哲委員) 1者だから悪かったとかなんとかというのを言っているわけではなくて、実はこういうものは特殊な仕事なわけですよ。なかなかないわけですよ。まして大手が必ず絡んでいなければいけないと。

それで、地元のやる業者といっても、経験がなくてはならないとなれば、必然的に解体した ときに1回やった業者がというふうには考えられてくるわけですけれども。あと経験があると ころといったら、まずないですからね、なかなか。

ですから、今回のこういう、この条項に合致する会社が2者あったというのは、これはどういう条項だったのですか。ちょっとお願いします。2者はあるだろうと考えたという話だけれども、そこをちょっと答えていただけませんか。

○公園緑地課長(神 雅昭) 私のほうから、ちょっと答弁させていただきます。今回の本丸石垣修理、これ天災だとかによって崩落、既に崩落してしまったものだとか、崩落したものではなくて、はらんだことによって、天守を巻き込んだ崩落のおそれがあることから行われている修理工事でございます。

そのため、災害復旧工事とは違ってオリジナルの状態を調査記録しながら解体しておりまして、それを基にオリジナルに忠実に戻すことを最重要としております。はらみが生じる前の状態を忠実に再現するために、解体中に得られたデータどおりの複雑な形状を正確に積み直すことは、より多くの施工実績や今回と同様の施工規模の経験を有する必要があり、その技によって歴史的・本質的価値を次世代へ残していける重要な役割を担っているものということで、今回、1契約500平米以上の解体もしくは積直し工事において、単体もしくは共同企業体の代表者として元請実績が2件以上あるほかに、石垣のはらみを修復することを目的とした工事を対象としたものも含むというふうな設定をしてございます。

O22番(佐藤 哲委員) 今聞いて、よく分かりました。それでこの入札で今度、工事をすると 結構、それなりに地元の業者に力がつくと、経験ができるわけですよね。そうすれば、仮にこ の前、本丸の一部が欠けましたけれども、ああいうふうになったときも、経験ができてくると。 解体したときの経験が1回、積直ししたときの経験が1回、同じ会社がやりますからね。

そうなると、やっぱり二度ぐらいはやったという経験があると、先々、弘前城が何かあった ときにという場合は非常にやりやすくなると考えてよろしいわけですか。

○公園緑地課長(神 雅昭) まさにそういうことを目的に、今回のJVにも地元の業者を入れております。ですので、今回、ちょっと不幸にも西側のり面が崩落いたしましたけれども、これからどういうふうに修理していくのかは文化庁と協議をして定めていくわけなのですけれども、その内容が地元の業者でできるのであれば地元の業者にやっていきたいと。ただ、そこがやはりちょっと、忠実に歴史的保存をするには、まだ地元の実績が、経験が足りないと。

そういうのがちょっと、文化庁もしくは石垣修理委員会のほうからそういう助言、御指導が

あれば、そこはまたもうちょっと地元の業者に経験を積み重ねるような方法を考えていきたい と思っております。

O21番(三上秋雄委員) 今、課長、実績・経験を積ませるという話があったわけですけれども、 私が視察に行ったときに、何県でしたっけ、どこへ行ってもやっぱりお城の石垣というのはい ろいろな遺跡とか、いろいろなものが出てくると。そしてその間、工事が中断すると。

そういうふうに、金銭的な面があるので地元業者ではなかなか、だから大手を入れてやるあれもあるのだと。技術面だけではないのだという話を聞いたのですけれども。安易に考えて、技術が伴ったという、そればかりではないようですので、そこはちょっと、考えとば変えたほうがいいなと、私、今聞いて。やっぱり何億円という金を何年も寝せるということで、それはありますよね、工事を中断して調査しねばまねと。せば、地元業者というのは、ある程度、金銭的にそれを回していくというのが……。大手の場合はそれが利くのだという説明を、私は受けてきたので。ただその経験だけを求めるという工事ではないと思っていますので、石垣とかこういうのは。よく気をつけたほうがいいなと思っていましたので。それだけ申し述べて終わります。

○委員長(工藤光志委員) 意見ですか。(「はい」と呼ぶ者あり)

ほかに御質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇委員長(工藤光志委員) 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。

本案に対し、御意見ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇委員長(工藤光志委員) 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(工藤光志委員) 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

議案第79号 動産の取得について (圧雪車)

○委員長(工藤光志委員) 次に、議案第79号動産の取得についてを審査に供します。 本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。総務部長。

○総務部長(清藤憲衛) 議案第79号動産の取得について御説明申し上げます。

取得する動産の種類及び数量は、圧雪車1台で、取得の方法は買入れであります。

取得の目的は、既存の圧雪車の老朽化に伴い更新するもので、買入れする圧雪車は、ドイツ 国ケースボーラー・ゲレンデファールツォイグ社製のピステンブーリー400で、エンジン馬力 298キロワット、排気量は8,900cc、契約金額は4719万円、契約の相手方は戸田重機鉄工株式会 社であります。

以上であります。

- **〇委員長(工藤光志委員)** 本案に対し、御質疑ございませんか。
- O17番(鶴ヶ谷慶市委員) たしか、去年も1台導入されたと思うし、今回もまた――またとい

うか、大体、この耐用年数というのですか、使用年数というのですか、何年ぐらい見ています か。おおよそでいいです。

- **Oスポーツ振興課長補佐(若松義人)** ただいま質疑がありました耐用年数ですけれども、メーカーからの聞き取りにはなるのですが、おおよそ大体、10年から15年というふうに聞いております。
- **〇17番(鶴ヶ谷慶市委員)** 案外短いなというふうに、今受け止めています。それで、これを実際に動かすオペレーター、運転手、いろいろ話を聞いたことがあるのですけれども、誰だかんだ、いろいろな人が操作すると、やっぱり壊れる率も高くなるやに聞いています。

できれば同じオペレーターが操作することによって、この年数も延びるのではないかなということと、去年も一度やって、通常、夏場の管理、保管方法はどういうふうにしていますか。 お知らせください。

- **〇スポーツ振興課スポーツ振興係長(奈良岡隆介)** 岩木山総合公園の圧雪車は2台ございまして、1台分の倉庫はあるのですけれども、1台は駐車場の隅のほうに置いておくというふうな管理になっています。
- **〇17番(鶴ヶ谷慶市委員)** 私も時々、夏場にスキー場に行くこともあるのですけれども、野ざらしだよな。

理想的には屋根のついた車庫といいますか、倉庫とか、そういうところに保管しておくとまだまだ年数は延びるのではないかなと。物を買うのはいいけれども、その保管、今言いましたけれども、車庫とか倉庫とか、そういういわゆる場所、ものはありますか。ないはんで野ざらしにしていると思うのだけれども。まず、そこをお聞きします。

- **〇スポーツ振興課長補佐(若松義人)** 今、係長のほうから説明があったとおり、保管する場所、 1 台分に関してはありますけれども、1 台はないというのが現状であります。
- O17番(鶴ヶ谷慶市委員) 一つ、意見といいますか、要望といいますか。大きいブルーシートでもいいので、夏は雨から守るために、かなりさびとかも違ってくると思うので、ぜひ検討していただいて、理想は、将来的には圧雪車の車庫もしくは倉庫を造っていただいてそこに保管していただけるよう要望したいと思います。
- **〇委員長(工藤光志委員)** ほかに御質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(工藤光志委員) 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。 討論に入ります。

本案に対し、御意見ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇委員長(工藤光志委員) 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。 採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇委員長(工藤光志委員) 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

〔理事者入替え〕

議案第80号 定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結について (藤崎町) 議案第81号 定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結について (板柳町)

〇委員長(工藤光志委員) 次に、議案第80号及び第81号の以上2件の定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結については、関連がありますので一括して審査に供します。

議案第80号及び第81号の以上2件に対する理事者の趣旨説明を求めます。企画部長。

○企画部長(外川吉彦) 議案第80号及び議案第81号の定住自立圏形成協定の一部を変更する協 定の締結について、一括して御説明申し上げます。

弘前圏域定住自立圏による電算システムの共同利用については、平成27年4月1日より、当市、大鰐町、田舎館村、西目屋村の4市町村での連携を開始し、平成31年4月1日には平川市を加え、5市町村により連携してまいりました。

このたび、さらに藤崎町及び板柳町を加え、7市町村により連携することとなったものであります。電算システムの共同利用については、去る8月21日、さきに述べました7市町村による協定を締結し、共同利用そのものは実施できるものでありますが、弘前圏域定住自立圏の形成に関する協定を変更し協定内容に追加することで、藤崎町及び板柳町においても国の財政措置を受けることが可能となるものであり、本変更協定の締結について、弘前市議会の議決すべき事件を定める条例本則第2号の規定により議会の議決を求めるものであります。

提出議案は、当市とそれぞれ1対1で協定を締結する2町との変更協定書案であり、議案第80号は藤崎町、議案第81号は板柳町との間の変更協定書案となっております。

なお、今回の変更項目をお示しするため、協定書の項目のみを記載した一覧表を参考資料と して配付しておりますので御参照くださるようお願いいたします。

説明は以上であります。

- **〇委員長(工藤光志委員)** 議案第80号及び第81号の以上2件に対し、御質疑ございませんか。
- O23番(越 明男委員) 何点かお聞きしておきたいと思います。

一つは、今、部長のほうから藤崎町と板柳町が正式に定住自立圏協定のほうに組み込むことになったのだと。逆に言いますと、藤崎町と板柳町の両町はどうして遅れる形になったのか。 その辺、藤崎町と板柳町の状況がどうか、ひとつ説明していただけませんか。

それからもう一つ、今の項目に、電算システムの項目に基づく藤崎町と板柳町の担当課をちょっと伺っておきたいというふうに思います。

最後、3点目、直近の予算ベース、あるいは昨年度の決算ベースあたりで結構なのですけれども、国からの、弘前を中心とする弘前圏域の定住自立圏の推進のためといいますか、国からの助成金、補助金の金額、予算ベースあるいは決算ベース、どちらでも構いませんけれども、どういうふうな状況になっているのか。それから、これまでの財政措置との違いというのはあるかどうかというあたりも含めて、以上3点、お願いします。

〇情報システム課長(羽場隆文) 私のほうから、藤崎町と板柳町がなぜ今のタイミングで追加になったのかと、あと藤崎町と板柳町の担当課について御説明いたします。

まず、追加のタイミングですけれども、平成24年度に、県と県内40市町村で構成する青森県電子自治体推進協議会が共同利用を希望する市町村を募集しまして、そのときに藤崎町、板柳町も県の取組には参加しておりました。ただし、最終的に、平成27年度から、先ほどお話ししましたとおり、当市と大鰐町、田舎館村、西目屋村の4市町村で共同利用をまず実施したもの

です。その後、平成30年度から平川市が追加となっております。

藤崎町と板柳町については共に、住民記録と税などの基幹系のシステムのサーバー機器の更新時期が令和3年度になるものです。そのため、引き続きサーバー機器を庁舎内で管理する自庁の方式と、あと庁外のデータセンターで管理する自治体クラウドへの移行という、二つございますけれども、それを比較検討した結果、自治体クラウドのほうに移行したほうが、運用経費に対して弘前圏域定住自立圏構想推進に係る特別交付税措置の対象になり、財源措置を受けることが可能になることや、今後の法改正等により対応が必要になるシステム改修経費について、いわゆる割り勘効果というものによりその経費が抑制できることから、共同利用による職員の事務軽減も期待できるということもあり、藤崎町と板柳町が共に今回のクラウド方式に移行することになったものです。

二つ目の質疑ですけれども、担当課ということですが、藤崎町は財政課が担当となります。 それから、板柳町は総務課が担当となります。

○企画課長(白戸麻紀子) 私のほうから、国からの財政支援のほうについてお答えさせていた だきます。

こちらの事業につきましては、国の定住自立圏構想推進要綱に基づきまして、中心市及び周辺市町村が定住自立圏共生ビジョンに基づき実施する事業の経費に対して特別交付税措置が講じられております。

金額につきまして、中心市である当市における令和元年度の措置額は計算上、包括的財政措置分として9827万5000円、これは上限額となっております。医療費負担分として800万円、合計1億627万5000円となっております。

それで違いは、この取組は、新たに藤崎町、板柳町を追加することについて違いはあるのかということなのですけれども、当市におきましては、包括的財政措置の部分では、もう既に運用をしてその金額が入っておりますけれども、藤崎町、板柳町については周辺市町村分の包括的財政措置の上限額にはまだ達しておりませんので、2町につきましてはこちらの事業を定住自立圏の枠組みで実施することによって交付税措置がなされるものです。

○5番(福士文敏委員) 1点だけ。

定住自立圏は、ここまで、7市町村になれば、もう一つ入ってこねばまねところがあると思 うのだけれども。黒石市あたりも、定住自立圏の中でみんなそれぞれ行政運営をしているわけ なのだけれども、黒石市が入ってこられないような理由というのは何かあるのですか。

- ○情報システム課長(羽場隆文) ただいまの黒石市がなぜ入ってこられないかという件ですけれども、今現在、黒石市は六戸町と共同クラウドを運用しております。現在5年目を迎えておりまして利用しているのですけれども、私たちも七つになりましたので黒石市のほうに働きかけはしているのですが、現在、六戸町と一緒にやっているということで、次の回線交換時期に検討していただくということで話になっております。
- **○委員長(工藤光志委員)** ほかに御質疑ございませんか。 [「なし」と呼ぶ者あり]
- **〇委員長(工藤光志委員)** 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。 討論に入ります。

議案第80号及び第81号の以上2件に対し、御意見ございませんか。

O23番(越 明男委員) これまでの総務常任委員会でも態度表明してまいりました。今回も議 案第80号と第81号には、反対の態度を表明させていただきたいと思います。これは討論ですか ら、理由も当然述べないとフェアでありませんので。

まず一つは、今言ったように、これまでの流れの中で全体として、定住自立圏のスタート時から反対してきましたから、今回の2町との一部協定改定というのは当然、反対せざるを得ないということが一つ。

それから二つ目に、これは全国町村会でも定住自立圏、あるいは圏域行政の在り方については反対の決議、あるいは反対の理由を述べているということとも関連するのですけれども、定住自立圏のスタートというのは、平成の大合併で、国から見たときに残念ながら合併に至らなかった町村をどうするかということで、すなわち新たな自治体の再編をもくろんだ形で出てきたという背景がございますから、これは、私は地方自治体の在り方からいっても当然納得するわけにはいかないという点、2点目に述べておきたいと。

3点目、今の理由とも関係するのですが、弘前市が中心市宣言というこのやり方、これもやっぱり各圏域の市町村等の、自治体の実勢を市が保障するという意味からいっても、やっぱりこれは否定される理論なのではないかなと。

当然のことながら、私は、私も広域連合の一議員でありますから、各市町村と弘前市がフェアな、フィフティー・フィフティーの形で対等に協力し合っていくというのは、これはもう当たり前のことだということですから、国の示す定住自立圏域行政という視点で見た場合には、これはやっぱり反対せざるを得ないし、反対するということで今日もまた意見を述べておきます。

○5番(福士文敏委員) このたびの議案に賛成の立場から意見を述べたいと思います。

弘前圏域定住自立圏の形成に関する協定は、中心市宣言を行った弘前市とそれに賛同した周辺市町村との間において相互に役割を分担して、医療や福祉、教育、産業振興などの事業を連携・協力して取り組むことにより圏域全体の活性化を図ろうとするものであり、平成23年度に協定を締結して以降、現在は成年後見制度の広域対応など21の施策において取組を進めております。

今回、議案として提出されております定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結につきましては、圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野における電算システムの共同利用の取組に新たに藤崎町及び板柳町を加えるものであり、弘前市と周辺市町村が相互に連携して経費削減や災害時の業務継続における対応力の強化などを図り、行政事務の効率化を進めようとしていることの趣旨については大いに理解できるものであります。

よって、議案第80号から議案第81号について賛成いたします。

○委員長(工藤光志委員) ほかに御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

〇委員長(工藤光志委員) 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

まず、議案第80号について採決いたします。

本案に対しては、反対がありますので起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長(工藤光志委員) 起立多数であります。

よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第81号について採決いたします。

本案に対しては、反対がありますので起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○委員長(工藤光志委員) 起立多数であります。

よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

[理事者入替え]

議案第82号 弘前市土地開発公社の解散について

〇委員長(工藤光志委員) 最後に、議案第82号弘前市土地開発公社の解散についてを審査に供 します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。財務部長。

○財務部長(須郷雅憲) 議案第82号弘前市土地開発公社の解散について御説明申し上げます。 提案理由でありますが、弘前市土地開発公社を解散することについて、公有地の拡大の推進 に関する法律第22条第1項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

続いて、弘前市土地開発公社の概要について御説明申し上げます。

弘前市土地開発公社は、昭和47年に制定された公有地の拡大の推進に関する法律により、地方公共団体に代わって土地の先行取得を行うことを目的とする土地開発公社の創設が明文化されたことに伴い、昭和48年5月に設立されました。設立団体は弘前市であり、基本財産500万円を全額出資しております。役員数は、理事12名、監事2名の計14名、職員数は財務部長、管財課及び会計課の職員が兼務する形で9名となっております。

次に、弘前市土地開発公社の公共用地取得の実績について御説明申し上げます。

弘前市土地開発公社は、昭和48年度から平成19年度にかけて公共用地取得を行い、その総取 得面積は158万844.85平方メートル、総取得金額は210億9664万9831円となっております。

主な事業としては、昭和48年度から昭和50年度に実施した北和徳工業団地用地の取得、昭和60年度に実施した旧東奥義塾高等学校跡地の取得、平成5年度に実施した藤代工業団地用地の取得が挙げられます。

次に、弘前市土地開発公社の解散を行う理由について御説明申し上げます。

土地開発公社の設立以来、公共用地の先行取得を行うことで年々上昇する地価への影響を抑えるなど公共事業の推進を担ってきたものでありますが、バブル経済崩壊以降の土地価格下落に伴い、先行取得の必要性が低下しております。また、当該公社において平成19年度を最後に土地取得の実績がなく、現時点において、今後10年間、公社による土地の先行取得の予定がないことから、公社の役割が終わったものと判断されるため解散を行うものであります。

次に、弘前市土地開発公社が現在所有する財産について御説明申し上げます。

現在、保有している土地は公共代替地用地のみであり、令和2年度期首保有高は1億8081万4311円、保有面積は1,539.72平方メートルであります。現金及び預金の現在高は1億5413万9102円であり、借入金等はございません。この残余財産については、弘前市土地開発公社定款第28条第2項の規定に基づき、全てが弘前市へ帰属することとなっております。

次に、解散のスケジュールについて御説明申し上げます。

このたび解散に係る議案を提出し、可決いただいた場合には、県へ解散認可申請を行います。 県から解散が認可されましたら、公社の解散登記及び清算人登記を行い、2か月間の債権整理 期間を経て、清算人会の開催、清算結了の登記を行い、県へ清算結了の届出をして全ての清算 手続が終了することとなり、令和3年3月の手続完了を見込んでおります。

説明は以上であります。

- ○委員長(工藤光志委員) 本案に対し、御質疑ございませんか。
- **○23番(越 明男委員)** 委員長、先にちょっと委員長の了解をいただきたいのです。

今、部長が説明のこのペーパーに基づいて1から5までいくと多岐にわたりますので、私のほうは3で1回くくって、答弁をいただいた後、4、5という形で進めたいと思います。よろしゅうございますか。

- ○委員長(工藤光志委員) 全部で3回ですので。(「2回で終わるので」と呼ぶ者あり) どうぞ。
- ○23番(越 明男委員) (続) それでは、質疑いたします。

今、事前資料に基づいて財務部長のほうからるる説明のほうがございましたので、これに沿って、1番、2番、3番ごとに、ひとつ質疑を行いたいと思います。何個か質疑をいたしたいと思います。

最初の土地開発公社の概要のところなのですけれども、土地開発公社の果たした役割は総括する必要があるでしょう。ただ、限られた時間の中でこの20年、30年をまとめるというのは、概括を振り返るというのは大変なことだと思うのですが、一般質問というか、本会議場では、鎌田副市長のほうから一定程度の市政にとってのプラス要素もあったというふうな趣旨の発言がなされたのですけれども。土地開発公社の果たした役割との関係で、ちょうど私がデビューのときにここで、総務常任委員会で相当議論になったところなのです。議会に関係なく先行取得すると、土地開発公社が。これ、議会との関係はどうなのか。

それから、なぜ買うのかという必要性が不明、透明性がないなどなど、大変な問題を持っているということも、土地開発公社を振り返る意味では必要なのでないかなというふうに思いますので、土地開発公社の果たした役割のマイナス面といいますか、マイナス遺産といいますか、ここら辺をどういうふうに総括なさっているか、これ一つ伺っておきたいと思います。

それから二つ目に、役員14名という説明がございました。これは大体察しはつくのですけれども、改めて役員14名とこの解散前の――解散前というかまだ解散はこれからですけれども、開発公社の理事長はどなたが務めているかというあたり、ひとつ説明を。

2番目、公共用地取得の実績との関係で、これちょっと振り返ることになるかも分かりませんけれども、駅前、大町を中心にして大規模な駅前再開発が行われましたよね、ずっと。相当な金額を投資したのではないか、しましたという話を伺ったことがあるのです。ここの駅前開発に関連した土地開発公社による先行取得というのはあったのかどうか。あったとするとどのぐらいの規模だったのかというあたりをひとつお話していただけませんか。

それから、解散を行う理由のところに入ります。ここは、この土地開発公社のほかに、第三 セクターと言われる市の出資した法人の現在の数、それからその名前、これは全国的には第三 セクターの国の指導、それから市における第三セクターの検討委員会などのこともあって、将 来的にはこの第三セクターも縮小・解散の方向でというのが基本ではなかったですか。ここら 辺がどうなっているかちょっと伺っておきたい、土地開発公社以外のね。

それから、解散を行う理由のところの二つ目のところで、ちょっと見えないのですが、解散の、この土地開発公社の解散の手続はどうなっているか。これは恐らく土地開発公社のほうで

決めることになっているのでしょうけれども、市と表裏の関係ですから、解散の手続はどのように、登記簿謄本の中ではうたわれているかということと、今提案の解散ですが、いつどこでどんな審議を経て土地開発公社のほうでお決めになったのかをちょっと質疑いたしたいと思います。

○管財課長(工藤 浩) 幾つか御質疑ございましたけれども、順次お答えしたいと思います。 まず、土地開発公社の果たした役割、それからマイナス面も含めての総括的な御質疑かと思いますけれども、土地開発公社は昭和48年の設立以来、公共用地の先行取得を行うことで年々上昇する地価の経済的な影響を抑えるなど公共事業の推進を担ってまいりました。主な事業といたしましては、先ほども御説明したとおり、北和徳工業団地や藤代工業団地の用地取得、それから市制100周年記念事業としての追手門広場整備に係る旧東奥義塾高等学校跡地の取得などが挙げられます。これらの事業によりまして、地域経済の活性化や市の観光振興などに寄与してきたものというふうに考えております。

公社のマイナス面ということでございますけれども、公社による先行取得におきましては、 取得した土地が事業化されない場合は公社が長期保有することになり、その間、借入金の利子 ですとか、管理費用が膨らむこととなり、また地価の下落があった場合ですけれども、取得価 格と実勢価格の差による含み損が発生するなどのマイナスの面といったものもございますけれ ども、幸い当市の場合はこのような影響を受けずに解散を行えるような状況となっております。 次に、公社の役員についてでありますけれども、理事長は副市長となっております。

それから、公社の取得実績ということでありますけれども、駅前再開発の関連ということでございますけれども、JR弘前駅に向かいまして右手の線路沿いにあります現在の弘前駅中央口駐車場の用地のほかに、駅前地区土地区画整理事業の換地調整用地ということで5件の用地取得の実績がございます。弘前駅中央口駐車場につきましては、面積が2,232.6平方メートルとなっておりまして、そのほか換地調整用地5件のトータルでいきますと2,604.83平方メートルとなってございます。

三セクについての御質疑ですけれども、三セクにつきましては市の第三セクターの運営に関する基本方針というものがございまして、その方針の中で定義されている三セクというのは、市が出資等を行う法人で市が25%以上出資等をしているものということになっておりまして、これに該当するものとしては、土地開発公社のほかには、岩木振興公社、それから星と森のロマントピア・そうま、あと弘前市みどりの協会の3社ということになっております。

あと、公社の解散手続についてでございますけれども、土地開発公社の解散につきましては、公社の定款第28条で、理事会で出席理事の4分の3以上の同意を得た上、弘前市議会の議決を経て青森県知事の認可を受けたときに解散するというふうに規定されておりまして、本年7月30日、市民会館の会議室で開催されました公社の理事会において、全会一致で公社解散に関する議案を可決しております。

O23番(越 明男委員) 管財課長、ありがとうございました。

では、先ほど部長説明の、4番の土地開発公社所有の財産についてのところと最後の解散スケジュールのところに絞って、二つの項目で質疑をいたしたいと思います。

まず最初に、土地開発公社所有の財産のところですけれども、御幸町の土地の取得理由について改めてちょっと伺いしたいと。この資料、頂いた資料の、旧偕行社の近くに市が保有している土地があるという説明をいただきました。これは、いつ何どきどういう形で市が取得したのかというあたりで。これは今あれですか、俗に言う、何というのですか、塩漬けというか、

今はあまり塩漬けという言葉は言わないかもしれませんけれども、今はどういう状況で、これは将来どういう状況に展望しているのか。ここを一つ、解散の形の局面ですから大事だと思うので。

それからもう一つ、ここは先行取得との関連のところでちょっと伺いしたいのですけれども、 弘前駅城東口に、JRからだったと思うのですが、取得した土地がありましたね、相当な面積 の土地ですよね。あそこに何度か、広域連合の建物を造るだとか、文化センター関係の建物を 造るだの、何かそったら話がいろいろあったかのようにちょっと記憶しているのですが、この 弘前駅城東口の、今の私のしゃべった土地、これは今現在どういう経過を経て、現状どうなっ ていますか。これをちょっと説明していただけませんか。

それから最後、解散のスケジュールとの関係のところで二つほど伺いいたします。土地開発 公社が今持っている預貯金、それから土地は、最終的にどういう手続を経て市に帰属するのか。 これは、恐らく土地開発公社がなくなれば、今ある土地をどうするかというのは相当考えねば まね。あるじぇんこはどうするのかというのも注目の的かなと思うのですが、ここら辺はどう いう手続を経てやがて市へと帰属するのか、ここを一つ伺いしたいと思います。

それからもう1点、令和2年10月頃から県に解散認可の申請に入るという箇所がございます。 その際に、課長、市として県に解散の認可申請をやる場合にどういう書類、ペーパー、どうい う公文書が必要なのか、ちょっと整理の意味で伺っておきたいと思います。

○管財課長(工藤 浩) まずは、公社の財産ということで、御幸町の土地について、取得理由ということでございますが、公社が所有いたしますこの御幸町の土地は、弘前大学の拡張関連用地として取得した文京町の土地と都市計画道路の整備に伴う地権者への代替地として平成16年3月に弘前大学との交換により取得したものでございます。現在は、中核病院の整備の関係で病院の職員の駐車場ということで貸付けをしておりまして、これは将来的に公社の解散が認められましたら、最終的に市に帰属することになりますけれども、市に帰属した後は、一旦は普通財産となりまして、市としてどのような活用が考えられるのか検討することになると思いますけれども、市としての活用が見込まれない場合には売却処分も検討することになるのではないかというふうに考えております。

弘前駅の城東口緑地についてでございますけれども、こちらは弘前駅周辺整備事業の基盤整備の一つとして用地を取得したもので、平成15年に弘前市と弘南鉄道と東日本旅客鉄道株式会社秋田支社の3者で覚書を締結いたしまして、この土地については平成17年度に取得するという覚書を交わしております。その後、平成17年に覚書を一部変更し、取得の時期を平成19年度に延期し、平成20年3月に公社が東日本旅客鉄道株式会社から土地を取得しております。平成21年に市が買戻しした後、整備を行いまして、現在は防災機能を兼ね備えた緑地として活用しております。

次に、解散に関しまして、公社の財産の弘前市への帰属についてということでございますけれども、この公社の財産の市への帰属につきましては、公社解散に伴う清算事務の中で最終的な残余財産を確定した上で市に帰属することになりますけれども、時期としては令和3年3月頃を予定しております。スケジュールにつきましては、先ほど御説明いたしましたけれども、本年9月に議案を提出させていただいておりますが、これが議会で可決されますと、10月には県に解散の認可申請ということになります。これにつきましては、書類としては、公社理事会での解散の議決が行われたという議事録と、あと市の議会で公社の解散が認められたという、その議決を証明する書類ということになります。解散の認可申請を行いまして県から解散の認

可が下りましたら、公社の解散登記、清算人登記を行いまして、来年1月からは解散の公告ということで、計3回ほど官報での公告をして、2か月の債権整理期間を経た上で、その後清算人会の開催、それから残余財産の弘前市への帰属、引渡し、清算結了の登記をして、県への清算結了の届出ということで全ての事務が終了するものでございます。令和3年3月を予定しております。

○委員長(工藤光志委員) ほかに御質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(工藤光志委員) 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。 討論に入ります。

本案に対し、御意見ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇委員長(工藤光志委員) 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。 採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(工藤光志委員) 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

以上をもって、本委員会に付託されました案件の審査は全部終了いたしました。 よって、会議を閉じ、本委員会を散会いたします。

【午前11時26分 散会】